

建築物の耐震改修の計画の認定等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建築物の耐震改修の計画の認定等に関する要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第17条の規定による耐震改修の計画の認定に係る申請の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、法、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令28号。以下「省令」という。）、建築物の耐震改修の計画の認定等の手続を定める規則（平成25年兵庫県規則第44号。以下「規則」という。）及び要綱において使用する用語の例による。

(事前協議)

第3条 法第17条第1項の規定に基づき建築物の耐震改修の計画の認定に係る申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、当該申請に係る建築物の耐震改修の計画（以下「改修計画」という。）の内容等について、あらかじめ、兵庫県知事（以下「知事」という。）に協議できるものとする。

2 前項の規定による協議は、事前協議書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる図書及び書類を添えて、これらを知事に提出して行うものとする。

- 一 添付図書等一覧表（別記第2号様式）
- 二 省令第33条第1項第1号に規定する図書のうち、付近見取図、配置図及び各階平面図
- 三 外観写真
- 四 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項、第6条の2第1項、第18条第3項又は第4項の規定により、前項の協議に係る建築物に対して交付されたすべての確認済証の写し及びそれに係る検査済証の写し
- 五 法第17条第3項第3号から第6号までに掲げる基準に適合するものとして同項の計画の認定を受けようとする場合は、省令第28条第3項から第7項までに規定する様式（省令別記第7号様式から別記第10号様式まで）
- 六 その他知事が必要と認める図書又は書類

(認定の申請)

第4条 耐震関係規定に適合するものとして法第17条第3項の計画の認定を受けようとする者は、省令別記第5号様式による申請書の正本及び副本（同項の計画の認定を受けようとする改修計画が建築確認等を要する場合にあっては、副本2通）に、それぞれ、次の各号に掲げる図書及び書類を添えて、これらを知事に提出するものとする。

- 一 省令第28条第1項の表の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書
- 二 前条第2項各号に掲げる図書及び書類

2 地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものとして法第17条第3項の計画の認定を受けようとする者は、木造の建築物又は木造と木造以外の構造とを併用する建築物にあっては省令別記第5号様式による申請書の正本及び副本並びに省令別記第6号様式による正本及び副本に、木造の構造部分を有しない建築物については省令別記第5号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次の各号に掲げる図書及び書類を添えて、これらを知事に提出するものとする。

- 一 要綱第5条に規定する書類
- 二 前条第2項各号に掲げる図書及び書類

- 3 法第17条第3項第3号から第6号までに掲げる基準に適合するものとして同項の計画の認定を受けようとする者は、前2項に定める図書及び書類並びに省令第28条第3項から第7項までに規定する様式、図書及び書類を知事に提出するものとする。
- 4 法第17条第10項の規定により確認済証の交付があったものとみなされるものとして同条第3項の計画の認定を受けようとする者は、第1項又は前項に定める図書及び書類並びに建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請書又は同法第18条第2項の規定による通知に要する通知書を知事に提出するものとする。
- 5 前3項に規定する図書又は書類は併せて作成することができる。
- 6 高さが60メートルを超える建築物に係る法第17条第3項の計画の認定の申請書にあっては、省令第28条第1項の表の(ろ)項の規定にかかわらず、同項に掲げる図書のうち構造計算書を添えることを要しない。この場合においては、建築基準法第20条第1号の認定に係る認定書の写しを添えるものとする。
- 7 省令第28条第3項の認定の申請書にあっては、建築基準法第20条第1号の認定に係る認定書の写しを添えた場合には、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表1の(は)項及び同項の表3の(ろ)欄に掲げる構造計算書を添えることを要しない。

(認定申請等の窓口)

- 第5条 知事に対する第3条第1項の協議並びに第12条、第13条、第16条、第17条及び20条の書類の提出並びに第18条の報告は、兵庫県まちづくり部建築指導課を窓口として行うものとする。
- 2 知事に対する法第17条第1項の申請及び第9条の申請の取下げは、次に掲げる場所を窓口として行うものとする。
 - 一 同項の申請を行おうとする改修計画が建築確認等を要する場合にあっては、当該計画に係る建築物の存する市町の担当課室等
 - 二 それ以外の場合にあっては、当該計画に係る建築物の存する区域を所管する土木事務所のみちづくり建築課

(認定申請の時期)

第6条 法第17条第1項の申請は、当該申請に係る工事の着手前に行わなければならない。

(認定申請に係る追加説明)

第7条 知事、建築主事又は建築副主事は、第4条の規定に基づき提出された図書及び書類によって、法第17条第3項の計画の認定を受けようとする改修計画が同項に規定する認定の基準に適合していることを判断できない場合にあっては、申請者に追加の説明を求めることができる。

(標準処理期間)

- 第8条 計画の認定に係る審査の標準的な処理期間は、次の各号に掲げるものとする。ただし、前条の規定により追加の説明を求め、回答があるまでの日数は当該処理期間に含まないものとする。
- 一 認定申請を受理した日から14日以内の期間
 - 二 認定申請を行おうとする改修計画が建築確認等を要する場合においては、前号の期間に、建築基準法第6条第1項第3号に掲げるものにおいては7日、それ以外においては35日を加えた期間

(認定申請の取下げ)

第9条 申請者は、計画の認定を受ける前に当該認定の申請を取り下げようとするときは、

認定申請取下げ届（別記第3号様式）を知事に提出するものとする。

（計画の認定をしない旨の通知）

第10条 知事は、計画の認定をしないことを決定したときは、認定をしない旨の通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（計画の変更）

第11条 第3条から前条までの規定は、法第18条の規定による計画の変更について準用する。この場合において、第3条第2項中「事前協議書（別記第1号様式）」とあるのは「計画変更事前協議書（別記第5号様式）」と、第4条中「省令別記第5号様式」とあるのは「計画変更認定申請書（別記第6号様式）」と読み替えるものとする。

2 知事は、法第18条第2項において準用する法第17条第3項の規定により計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

3 前項の通知は、計画変更認定通知書（別記第7号様式）に計画変更認定申請書（別記第6号様式）の副本を添えて行うものとする。

（計画の軽微な変更）

第12条 認定事業者は、省令第32条の規定による軽微な変更を行うときは、速やかに、計画の軽微な変更届（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない。

（計画認定建築物に係る報告の徴収）

第13条 認定事業者は、法第19条の規定により耐震改修の状況について報告を求められたときは、建築物状況報告書（別記第9号様式）を知事に提出しなければならない。

（改善命令）

第14条 法第20条の規定による改善命令は、改善命令書（別記第10号様式）により行うものとする。

（計画の認定の取消し）

第15条 法第21条の規定による計画の認定の取消しは、認定取消し通知書（別記第11号様式）により行うものとする。

（計画の認定に係る名義変更の報告）

第16条 認定事業者は、計画認定建築物の計画に係る工事が完了する前に、当該建築物を譲り渡した場合は、その譲渡人及び譲受人が共同して、名義変更報告書（別記第12号様式）を知事に提出しなければならない。

（計画の認定に係る工事の取りやめ）

第17条 認定事業者は、計画の認定を受けた計画に係る工事を取りやめようとするときは、工事取りやめ届（別記第13号様式）を知事に提出しなければならない。

（工事完了の報告）

第18条 認定事業者は、計画認定建築物の計画に係る工事が完了したときは、速やかに、その旨を知事に報告するものとする。

2 前項の報告は、工事完了報告書（別記第14号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

一 耐震改修工事の作業状況及び完成状況が分かる写真

二 建築確認等を要する場合にあっては、計画認定建築物に係る建築基準法第7条第5項又は同法第18条第16項に規定する検査済証の写し

(工事の検査等)

第19条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従った耐震改修を行っているか確認する必要があると認めるときは、現地調査その他の必要な措置をとることができる。

(認定等の証明)

第20条 計画認定建築物の所有者は、計画の認定等の証明を求める場合は、証明願（別記第15号様式）の正本及び副本を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の証明願が提出されたときは、証明を求められた内容が台帳の記載事項と相違ないことを確認した上で、証明するものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成26年3月20日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和2年9月7日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和7年4月1日から施行する。